

山梨県社会福祉審議会会議録

- 1 開催日時 平成18年8月2日(水) 14:30～16:00
- 2 開催場所 「ベルクラシック甲府」(甲府市丸の内1-1-17 055-254-1000)
- 3 出席者
 - 1) 審議会委員 (五十音順) 阿部真美子 有井結花 石川 豊 石坂恵子 大久保幹雄
小佐野常夫 川上純範 熊谷和正 小西十三男 佐藤英貴 佐藤幸男
里吉和子 清水祝子 鷲見よしみ 竹内正直 出澤良人 萩原満治
平井出設子 平林弘光 古屋栄和 古屋園子 保坂 久 宮下豊子
矢羽正子 八巻佐知子 山下滋夫 山角 駿
 - 2) 事務局 山本知事 中澤福祉保健部長 林福祉保健部理事
野呂瀬福祉保健部次長(民生) 榎林福祉保健部次長(衛生)
相馬福祉保健総務課長 竹村長寿社会課長
市川児童家庭課総括課長補佐 佐々木障害福祉課長
内田健康増進課長 山下青少年課長補佐
- 4 次第
 - 1) 任命式
任命書の交付
知事あいさつ
 - 2) 審議会
委員長の選任について
議事
ア 審議会規程の改正について
イ 各専門分科会及び各審査会の編成について
ウ 山梨県福祉基本計画について
エ 高齢者の保健福祉について
オ 子育て支援について
カ 障害者の自立支援について
キ その他
- 5 委員の任命
任期満了に伴い、40名を委員として任命
(任期は平成21年7月末までの3年間)
- 6 委員長の選任
山下滋夫委員を委員長に選任

7 議事の概要（議長は審議会規程第4条第2項により委員長）

ア 審議会規程の改正について

< 審議会規程改正の内容について事務局から説明。 >

（委員長）

ただいま説明があった審議会の規程改正について、質問・意見等いかがか。

（山角委員）

障害福祉専門分科会については、障害者の福祉に関する事項の審議とあるが、精神障害者の取り扱いはどのようになるのか。できれば当分科会にて審議すべきものではないか。

< 事務局 >

社会福祉法で精神保健福祉を除くと規定されており、精神障害者については、精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉審議会にて審議されているため、当審議会においては外れている。

（委員長）

4月より施行された障害者自立支援法とのからみではどうなるのか。

< 事務局 >

精神障害者については、精神保健福祉法に基づき設置されている精神保健福祉審議会にて審議されている。先般の障害者自立支援法の制定に伴い、3障害統一の福祉の枠組みという流れの中で、従前は精神保健福祉審議会は必置だったところ、現在は医療の部分については医療審議会、福祉の部分に関しては当審議会において併置が可能となっている。

ただし、本県においては、保健から福祉まで一連の流れの中で審議することが望ましいと考え、精神保健福祉審議会が別途独立した審議会として設置をしているところである。

（委員長）

全国的には一つにする方向もあるのか。

< 事務局 >

全国的な状況ということだが、国として必置規定ではなく併置も可能であるという枠組を作ったということであり、精神については、医療分野を必要とする部分が極めて強いため、全国的にみて、統一した審議会というのは、まだまだ設置されていないという状況であると考える。

（委員長）

他に質問・意見等なければ案のとおり改正することとしてよろしいか。

（各委員）

異議なし。

イ 各専門分科会及び各審査部会の編成について

< 社会福祉審議会の組織・概要等を事務局から説明。 >

（委員長）

審議会規程第2条第2項及び、先ほど改正された同規程第3条第6項により、専門分科会及び審査部会の編成は、委員長が指名して行うこととなっているが、事務局に案があれば、それにより編成をお願いしたいかがか。

（各委員）

異議なし。

< 事務局から、専門分科会及び審査部会の編成案について資料を配付し、説明。 >

（委員長）

ただいま提案及び説明があった、専門分科会及び審査部会の編成でよろしいか。

(大久保委員)

私は、障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の3つに属しているが、こんなには出られない。どれか1つ除外してもらいたい。

(委員長)

大久保委員から意見がありましたが、どれか1つ除外することが検討可能か事務局としてはいかがか。

<事務局>

それでは3つの内から、児童福祉専門分科会について、除外していただくというのはいかがか。

(大久保委員)

養護母子審査部会から除外してもらえるとということか。

<事務局>

大久保委員については、児童福祉専門分科会から除外、従って養護母子審査部会についても自動的に外れることになるが、了承いただけるか。

(委員長)

再度確認するが、大久保委員は児童福祉専門分科会並びに養護母子審査部会から除外ということでよろしいか。定員総数としては問題ないか。

<事務局>

児童福祉専門分科会が18名、養護母子審査部会が7名で行う。

(委員長)

補充の必要はよろしいか。

<事務局>

補充は不要である。

(委員長)

それでは、ただいま提案、説明があった専門分科会及び審査部会の編成でよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

次に、各専門分科会長及び各審査部会長の選出についてであるが、審議会規程第2条第3項並びに第3条第7項によると、各専門分科会長及び各審査部会長は、それぞれの委員の互選によって選出することとなっているが、いかがか。

(古屋委員)

本来ならば、各専門分科会及び各審査部会に分かれて決めるところだが、任命直後の会合でもあるので、この際事務局にお任せしてはどうか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、事務局案を提示願いたい。

<事務局、各専門分科会長(4名)及び各審査部会長(4名)の人選案を読み上げる。>

民生委員審査専門分科会長	出澤良人	委員
障害者福祉専門分科会長	竹内正直	委員
高齢者福祉専門分科会長	飯島純夫	委員
児童福祉専門分科会長	清水祝子	委員

障害者審査部会長
養護母子審査部会長
児童措置審査部会長
健全育成審査部会長

大久保幹雄 委員
佐藤幸男 委員
山口勝弘 委員
平林弘光 委員

(委員長)
ただいま提案があった、専門分科会長及び審査部会長でよろしいか。

(各委員)
異議なし。

(委員長)
それではこのように決定する。今回、出席していない委員については事務局より説明願いたい。

<事務局>
了承。

(委員長)
次に、山梨県附属機関の設置に関する条例第5条第5項に、「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。」とあるので、委員長の職務代理者として、竹内委員を指名する。竹内委員、了承いただけるか。

(竹内委員及び各委員)
異議なし。

ウ 山梨県福祉基本計画 ～ カ 障害者の自立支援について

<事務局から、資料に基づきそれぞれ説明。>

(委員長)
ただいまそれぞれ説明があった内容について、質問・意見等いかがか。
ちなみに事業費の単位が不明と思われるがいかがか。

<事務局>
単位はそれぞれ千円である。

(委員長)
他に質問・意見等いかがか。
それでは、それぞれに開催される各専門分科会及び各審査部会にて、質問・意見等願いたい。

キ その他

(委員長)
最後にその他についてだが、この際何か意見等があるか。
なければ、これで議事は終了する。皆様の協力に感謝する。

<事務局>
それでは、これで本日の審議会を閉会とする。